平成２６年度

自動車検査員研修

【北海道運輸局　地域教材】

注）平成２６年度 自動車検査員研修では本教材の他、以下の資料が必要です。

①平成２６年度　整備主任者研修　法令研修【全国共通教材】

②平成２６年度　整備主任者研修　法令研修【北海道運輸局　地域教材】

目　　次

１.「自動車賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．北海道における指定整備事業者の処分状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

３．平成25年度 全国における指定整備事業者の処分状況・・・・・・・・・・・・・・１１

（参考資料）

４．検査標章の貼付位置に関する注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

５．リコール届出一覧表（ウインズジャパン　モータサイクル用タイヤ）・・・・・・１３

６．整備士人材確保に関するＰＲ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

７．軽自動車検査協会の各事務所の電話番号（コールセンター）・・・・・・・・・・２０

１．「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について

国　自　整第１５７号の２
国官参自保第３６３号の２
平成２６年８月１１日

国　自　整第４１０号の２
国官参自保第９４７号の２
平成２６年３月３１日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長　殿

国土交通省自動車局整備課長

保障制度参事官室長

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知したので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願いします。

【改正概略】

● 平成２６年３月３１日

・ 旧　あいおい損害保険株式会社（あいおい）　→　削除
・ 旧　ニッセイ同和損害保険株式会社（ニッセイ同和）→　削除
・ アメリカンホームアシュアランスカンパニー（Ａホーム）
　→　アメリカンホーム医療・損害保険株式会社（略称：変更なし）
・ エイアイユーインシュアランスカンパニー（ＡＩＵ）
　→　ＡＩＵ損害保険株式会社（略称：変更なし）

● 平成２６年８月１１日

・ 株式会社損害保険ジャパン（損保ジャパン）と日本興亜損害保険株式会社（日本興亜）が合併し、平成２６年９月から損害保険ジャパン日本興亜株式会社として業務

株式会社損害保険ジャパン（損保ジャパン）
日本興亜損害保険株式会社（日本興亜）
↓
損害保険ジャパン日本興亜株式会社（ＳＪＮＫ）
旧　株式会社損害保険ジャパン（略称：変更なし）
旧　日本興亜損害保管株式会社（略称：変更なし）

※ 別記　２　保険会社名略称表

別記 2

保険会社名略称表

保険会社名	略称	保険会社名	略称
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	ＡＤ損保	全国共済農業協同組合連合会	ＪＡ全共連
アクサ損害保険株式会社	アクサ	同上　　○○（都道府県名）本部	ＪＡ○○（都道府県名）
朝日火災海上保険株式会社	朝日	（○○（都道府県名）共済農業協同組合連合会）	
アシキュラチオニ･ゼネラリ･エス･ピー･エイ	ゼネラリ	○○○農業協同組合	ＪＡ○○○
アドリック損害保険株式会社	アドリック	日本再共済生活協同組合連合会	日本再共済連
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	Ａホーム	全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済
イーデザイン損害保険株式会社	イーデザイン	全国トラック交通共済協同組合連合会	交協連
ＡＩＵ損害保険株式会社	ＡＩＵ	北海道自動車交通共済協同組合	北済協
エース損害保険株式会社	エース	東北交通共済協同組合	東北交通共済
ＳＢＩ損害保険株式会社	ＳＢＩ	新潟地方交通共済協同組合	新交協
共栄火災海上保険株式会社	共栄	長野県トラック交通共済協同組合	長交協
ｻﾞ･ﾆｭｰ･ｲﾝﾃﾞｨｱ･ｱｼｭｱﾗﾝｽ･ｶﾝﾊﾟﾆｰ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	インディア	関東交通共済協同組合	関交協
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	ジェイアイ	神奈川県自動車交通共済協同組合	神交共
スミセイ損害保険株式会社	スミセイ	中部交通共済協同組合	中交協
セコム損害保険株式会社	セコム	三重県交通共済協同組合	三交協
セゾン自動車・火災保険株式会社	セゾン	近畿交通共済協同組合	近畿共済
ソニー損害保険株式会社	ソニー	兵庫県交通共済協同組合	兵交協
損害保険契約者保護機構	保護機構	岡山県トラック交通共済協同組合	岡ト共
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	ＳＪＮＫ	中国トラック交通共済協同組合	中ト交共
旧　株式会社損害保険ジャパン	損保ジャパン	四国交通共済協同組合	四交協
旧　日本興亜損害保険株式会社	日本興亜	九州トラック交通共済協同組合	九ト協
そんぽ２４損害保険株式会社	そんぽ２４	南九州交通共済協同組合	南九共済
大同火災海上保険株式会社	大同	全国自動車共済協同組合連合会	全自共
チューリッヒ･インシュアランス･カンパニー	チューリヒ	北海道自動車共済協同組合	北自共
東京海上日動火災保険株式会社	東海日動	東北自動車共済協同組合	東北自共
日新火災海上保険株式会社	日新	関東自動車共済協同組合	関自共
富士火災海上保険株式会社	富士	中部自動車共済協同組合	中部自共
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友	近畿自動車共済協同組合	近畿自共
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト	西日本自動車共済協同組合	西自共
明治安田損害保険株式会社	明治安田損保	※局内統一略称 北海道トラック交通共済協同組合	北ト交共

２．北海道における指定整備事業者の処分状況

（平成２５年４月～平成２６年１０月分、支局長による警告を除く。）

１．業態：専業（北見管内）
　　認証停止１０日：処分年月日　Ｈ２５．５．９

　運輸支局に、以前当該事業場に原動機不調のため修理を依頼したユーザーから、当該事業場が整備ミスを認めた旨の連絡があった。
　当該ユーザーが当該車両を運行していたところ、ブレーキがロックして急ブレーキがかかったことから、当該事業場に確認したところ、整備作業を実施したときに、ブレーキキャリパブラケットの締め付けが不十分であったとのこと。以上のことから、運輸支局において立ち入り監査を実施したところ、ブレーキキャリパブラケットの締め付け不良、分解整備記録簿の一部記載漏れ、分解整備記録簿の写し未交付及び再整備時の分解整備記録簿未作成が確認された。

〈主な改善策〉
・一般整備や再修理等で分解整備に該当する項目があった場合、作業担当者は作業完了後、必ず、整備主任者から最終確認を受け、分解整備記録簿の整備主任者欄には、最終確認を実施した整備主任者の名前を記載することとした。
・「分解整備の定義」及び「分解整備の取扱い」について勉強会を開催した。

２．業態：専業（函館管内）
　　指定整備事業者、検査員　文書警告：処分年月日　Ｈ２５．６．２１

　当該事業者より支局に、同一性が相違しているにもかかわらず保安基準適合証等を交付した旨の申告があった。
　申告に基づき、当該事業場の特別監査を実施したところ、同一性が相違している状態で完成検査を実施し、保安基準適合証等を交付していた事実が確認された。

〈主な改善策〉
・同一性の確認を、点検実施者による受入点検時、作業担当者による作業開始前及び自動車検査員による完成検査時と複数回実施することにより、確認体制の強化を図った。
・ナンバープレートの確認ができる検査車両の写真を添付し、保安基準適合証を交付する際、事業場管理責任者が確認できる対策をとった。

３．業態：専業（函館管内）
　　保適証交付停止２０日、検査員　文書警告：処分年月日　Ｈ２５．７．３１

　当該事業場へ立ち入り監査を実施したところ、保安基準適合証等の交付処理について、定期点検整備を実施後、完成検査を行い、同日、保安基準適合証を交付したが、有効期間の満了する日が短縮されることに気付き、同日、当該保安基準適合証を書損扱いとし、２日後に完成検査を実施することなく、新たに保安基準適合証を作成し交付した事実を確認した。また、指定整備記録簿の「検査の年月日」欄も同様に書き替えた事実を確認した。
　このため、保安基準適合証及び指定整備記録簿の虚偽記載と判断し、特別監査に切り替えた。

〈主な改善策〉
・車検整備の受付時、自動車検査証の有効期間の確認を確実に実施し、継続検査申請予定日の設定を行う際には、保安基準適合証の有効期間満了日が運輸支局及び自社の稼働日か否かを日付が色分けされたカレンダーをもとに行うこととした。
・事業場管理責任者が保安基準適合証を交付する前に、中間決裁を主任技術者に行わせ、二重の確認体制とした。

４．業態：専業（釧路管内）
　　認証停止１０日、保適証交付停止２５日、検査員文書警告
　　処分年月日Ｈ２５．７．３１

　地方運輸局より不正改造車（ダンプ）に整備命令を発令する予定があるとの情報提供があった。
　この車両は、直近に釧路管内の指定工場で車検が行われており、既に自動車検査証の有効期間が更新されているとのことであった。
　また、その後整備命令を発令した際に、運転手から聴き取りを行ったところ「荷台の増し枠」については、このままの状態で車検が通った旨の話があった。
　このため、当該事業場に特別監査を実施したところ、法令違反の事実が確認された。

〈主な改善策〉
・同一性の確認については、受入点検時に整備主任者が確認をし、作業開始前には作業担当者が確認を行うこととした。さらに自動車検査員が完成検査時に確認を行うことにより複数でチェックする体制とした。また、各確認の証明として指定整備記録簿へ「レ」チェックの記載を確実に行うこと　とし、受入点検時に不具合が生じた場合は、その旨を作業指示書及び指定整備記録簿に目立つように朱書きして見落としがないようにするとともに、その不具合について何らかの作業を実施した場合は、その旨を確実に作業指示書及び指定整備記録簿に記載することとした。
・事業場管理責任者の決裁時におけるチェック体制については、指定整備記録簿の同一性の確認欄に自動車検査員及び受入点検者並びに作業担当者の記載した「レ」チェックが３箇所あることを確認するとともに、事業場管理責任者においても完成車両が確認できるよう、自動車検査員が完成検査終了時に完成車両の写真を撮影し、決裁時に保安基準適合証、保安基準適合証等発行簿、指定整備記録簿と併せて確認した後、保安基準適合証等を交付するよう決裁体制を強化した。
・社内教育を実施し自動車関係法令に関する認識及び知識の向上を図った。

５．業態：ディーラー（北見管内）
　　認証停止２０日：処分年月日　Ｈ２５．９．１１

　自動車使用者から、当該使用者が使用する自動車の排出ガス発散防止装置に関する不正改造の情報があり、調査した結果、排出ガス減少装置の一つである排気ガス再循環装置（以下「ＥＧＲ」という。）のインテーク側のフランジと金属製パイプの接続部分に、加工された鉄製の部品（以下「不正部品」という。）が取り付けられていることが確認された。
　この不正部品により排出ガスの導入が妨げられ、ＥＧＲの機能が損なわれることが判明したことから、当該事業場に立ち入り監査を実施したところ、当該車両の当該減少装置を機能させなくする不正改造を行っていたことが確認された。

〈主な改善策〉
●メカニックや責任者の意識改革及び会社全体のコンプライアンス意識の浸透を図るため次のような改善を実施した。
・各拠点で処分内容の報告及び再発防止会議を実施した。
・当分の間、毎月の定例会議（拠点長、サービス責任者、営業責任者）でコンプライアンスに関して過去の事例や他業種の事例等をあげ話し合い、常に責任者がコンプライアンス意識をもって仕事をするように意識付けしている。
・定期的にサービス担当者に対して、保安基準等の勉強会を実施している。
・サービス責任者は１日の作業完了時にメカニックに臨時整備の作業内容の報告を受け実施した整備が保安基準に適応しているかの確認をしている。
・ユーザーからのクレームに対しサービス部で情報を共有し会社としての対応を決定するようにした。

６．業態：専業（函館管内）
　　保適証交付停止１５日、検査員文書警告：処分年月日　Ｈ２５．１０．３０

　当該事業場に立入監査を実施したところ、事業場内に回転部分の突出及び最大積載量表示のない車両があったため確認したところ、不正改造状態であるにもかかわらず保安基準に適合している旨の証明をし、保安基準適合証等を交付したことを確認した。

〈主な改善策〉
（１）受入点検時における点検実施者の変更と同一性の確認方法の徹底
　　受入点検及び完成検査は、自動車検査員が行っていたが、受入点検を整備主任者に実施させ、同一性の確認及び保安基準の適合性の確認を複数で行うこととし、確認体制を強化した。
（２）自動車検査員の増員
　　当社の整備主任者を平成25年12月16日付で自動車検査員として選任し、自動車検査員を２名体制とすることで、受入点検及び完成検査を相互に実施できることとなり、保安基準適合性の確認体制を強化した。
（３）　受入点検及び完成検査における器具の使用
　　当該違反の「回転部分の突出」について、今回のような確認ミスが発生しないよう、目視で判断が難しい場合は、積極的に器具（糸、重り等）を使用し点検及び検査を実施することとした。

７．業態：ディーラー（札幌管内）
　　認証停止１０日、保適証交付停止２５日：処分年月日　Ｈ２５．１２．２５

　当該事業場より点検整備の一部を実施せず保安基準適合証等を交付した旨の申告があったことから特別監査を実施したところ、整備主任者が作業担当者に対して、点検整備の一部を省略し整備を完了するよう指示をしており、点検整備の一部を実施せず保安基準適合証等を交付していたことが判明した。
　また、分解整備を実施していないにもかかわらず、指定（分解）整備記録簿に分解整備を実施したかのように記載していたことが判明した。

〈主な改善策〉
（１）受注・作業工程・納期
・車検整備受注は予約制とし、需要消化能力以上は受注しない。
・作業進捗状況の確認より、都度作業工程や納期調整をする。
（２）メカニックの技術力・コミュニケーション・残業管理
・２名体制の班編成とし熟練者は実作業の中で技術指導を実施する。
・各種会議・連絡会の支店展開を活用しメカニックの意見交換の場を設けた。
・主任技術者はメカニックの残業時間を週単位で把握し命令残業とした。
（３）検査体制・サービス工場巡回
・検査体制は１０月以降、正検査員２名・副検査員（兼）１名の３名体制とした。
・管理責任者もしくは、主任技術者によるサービス工場の巡回（３回以上／日）を実施した。
（４）職務責任
・特別研修を通じ、管理体制の再構築と職務分担事項に対する責任の確認、法令遵守と適正な事業運営の共通認識を図った。
（５）交換部品確認
・中間検査及びサービス工場巡回時に交換部品確認を確実に実施する。
・全車両、ブレーキドラム取り外し状態の写真撮影を実施する。

　弊社各事業場の管理責任者・主任技術者・自動車検査員・整備主任・整備作業者等の関係者に対し特別研修を実施した。
　なお、特別研修は自動車分解整備事業・指定自動車整備事業について全従業員が法令遵守と適正な事業運営に対する共通認識を持ち責任の明確化を図った。
　各事業場指定整備相互監査研修を３カ月毎に実施しているが、二度と同じ事案を発生させない為に、更なる研修体制と環境づくりを構築する。

８．業態：専業（室蘭管内）
　　認証の取消し、指定の取消し、検査員解任１名：処分年月日　Ｈ２６．３．５

　当該事業者より、点検整備及び検査を全て実施せずに保安基準適合証等の交付を行っていた（ペーパー車検）旨の申告があったことから、同日、当該事業場に対して特別監査を実施したところ、平成24年7月から平成25年10月までの期間において、34台のペーパー車検を行い、自動車検査証の有効期間を更新していた事実が確認された。
　また、分解整備記録簿及び指定整備記録簿の虚偽記載、法人役員の変更届出未提出、自動車損害賠償責任保険の一部未加入が判明した。
　なお、当該事業者は同日、警察に通報（告発）している。

　当該検査員は平成２６年３月５日に逮捕され、平成２６年６月１６日、懲役１年６ヶ月執行猶予４年（虚偽有印公文書作成、同公使及び道路運送車両法違反）の判決を受けた。

９．業　態：ディーラー（北見管内）
　　認証停止１０日：処分年月日　Ｈ２６．６．２６
　平成２６年３月に北見運輸支局に貨物自動車運送事業者から営業所で保有している事業用自動車について、定期点検を実施していないのにもかかわらず、当該事業者が作成した３ヶ月定期点検の点検整備記録簿が営業所に備え置かれていた旨の報告があった。
　また、同日に当該事業者からも点検整備を実施していないにもかかわらず、３ヶ月定期点検の点検整備記録簿を作成し、交付した旨の報告があった。
　情報を基に、当該事業者に特別監査を実施したところ、貨物自動車運送事業者の整備管理者から依頼され、特定の整備主任者が、点検整備を実施していないにもかかわらず、点検整備記録簿に点検整備を実施したかのように虚偽記載をし、これを使用者に交付をしたことを確認した。

〈主な改善策〉
（１）定期点検整備、点検整備記録簿に関する運営・管理の徹底
・定期点検整備を請け負った際に交付した書類（①概算見積書、②作業指示書、③請求書）の編綴順序を定め月毎に綴り管理する。
・点検整備記録簿は点検の種類毎に綴り、請求書と照合し、月毎に綴る。
・事業場管理責任者は請け負った点検整備記録簿と整備内容を照合し、点検整備記録簿に関する記載事項の漏れ、不実記載及び不適切な記載の有無を確認した上で、点検整備記録簿の使用者用及び事業場控えに事業場管理責任者印を押印する。

（２）自動車分解整備事業者の義務、分解整備記録簿に関する運営・管理の徹底
・整備主任者は分解整備に係る部分が保安基準に適合していることを必ず確認し、分解整備記録簿に署名する。
・各事業場管理責任者は分解整備記録簿と分解整備内容を照合し、分解整備記録簿に関する記載事項の漏れ、不実記載及び不適切な記載の有無を確認した上で、分解整備記録簿（事業者用）及び写し（使用者用）に事業場管理責任者印を押印する。

（３） 監査体制の構築

自主監査体制

・自動車分解整備事業の業務の適正な運営を確保するため、各事業場の主任技術者は当社が運用する自主監査表を基に毎月７日までに自主監査を実施し本社へ報告する。

・主任技術者は自主監査にて、自動車分解整備事業の業務の適正な運営を確保できなくなるおそれがある事案が発生した場合は速やかに本社へ報告する。

相互間監査体制

・監査月については年４回とし、監査月は２月、５月、８月、１１月とする。

・監査員については監査する事業場以外の２名以上で監査を実施する。

・監査項目については当社が運用する監査表を基に監査を実施する。

・監査結果は社内にて公表し、２年間保存する。

（４） 勉強会及びコンプライアンス会議の実施

・全体の勉強会開催時期は５月、１１月の年２回実施する。

・勉強会内容については指定整備、自動車分解整備に関する管理体制の再徹底、適正運営及びコンプライアンス再教育を目的した内容とする。

・各事業場においてコンプライアンス会議を当分の間、月１回実施する。

・コンプライアンス会議実施後、会議内容を本社へ報告する。

○平成２５年度及び平成２６年度の監査及び処分件数

運輸支局	監査件数	取消	交付停止	是正命令	文書警告	検査員の解任	検査員の警告
札　幌	755 （364）		1		1 （2）		1 （3）
函　館	218 （118）		2		3		4
室　蘭	214 （101）	1			1	1	
旭　川	357 （162）				1		1
帯　広	199 （120）						
釧　路	160 （97）		1		2		2
北　見	230 （176）						
局　計	2,133 （1,138）	1 0	4 0	0 0	8 （2）	1 0	8 （3）

※（　）内は、平成２６年度（Ｈ２６年４月～１０月末）の状況。

○平成２５年度及び平成２６年度の主な違反内容（違反内容毎に複数計上）

違反内容	件数
ペーパー車検 （点検整備及び検査を全て実施せず保適証交付）	1　（0）
不正改造状態で保適証交付	2　（0）
保安基準不適合車への保適証交付	1　（0）
点検・検査一部未実施 （審査事務規程と相違する方法による検査又は 検査機器の許容能力を超える自動車を検査も含む）	1　（0）
同一性が相違する車両への保適証交付	3　（1）
自賠責保険未加入状態で保適証交付	0　（1）
法令を遵守する体制にない（交付体制の不適切）	2　（0）
指定整備記録簿の虚偽記載	1　（2）
指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り	0　（1）
保適証の虚偽記載	1　（0）
点検整備記録簿の虚偽記載（認証）	0　（1）

※（　）内は、平成２６年度（Ｈ２６年４月～１０月末）の状況。

○口頭注意を受けた事業場数（平成２６年度は平成２６年１０月末現在）

	札 幌	函 館	室 蘭	旭 川	帯 広	釧 路	北 見
平成２５年度	108	68	65	50	30	21	32
平成２６年度	75	32	19	36	14	3	9

主な指摘事項
・点検整備項目の記載漏れ（誤り）
・完成検査欄の記載漏れ（誤り）：制動力、ヘッドライト、ＤＳ測定値欄
・目視検査欄の記載漏れ
・保安基準適合証の記載漏れ（誤り）：最終検査申請日、保険期間

平成26年度　指定監査結果集計表（口頭注意件数10月末分）

（　）内は前年同月の件数

	札幌		函館		室蘭		旭川		帯広		釧路		北見		局計	
(1)指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り(3点)																
①点検整備項目の記載漏れ、誤り	41	(9)	5	(0)	6	(0)	10	(5)	0	(4)	1	(0)	0	(0)	63	(18)
②完成検査欄記載漏れ（誤り）																
Co／Hc	8	(4)	5	(0)	0	(3)	2	(1)	1	(1)	1	(1)	0	(2)	17	(12)
DS	7	(10)	10	(0)	2	(12)	3	(3)	1	(0)	0	(1)	3	(3)	26	(29)
ヘッドライト	21	(5)	5	(2)	1	(1)	4	(2)	1	(1)	1	(0)	6	(5)	39	(16)
サイドスリップ	3	(3)	5	(0)	0	(3)	2	(1)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	11	(7)
ブレーキ	8	(2)	2	(0)	6	(9)	13	(8)	12	(3)	0	(0)	1	(2)	42	(24)
スピード（誤差）	2	(1)	3	(0)	0	(8)	2	(0)	1	(0)	0	(2)	0	(1)	8	(12)
排気騒音	0	(1)	0	(0)	0	(1)	1	(0)	3	(0)	0	(0)	0	(0)	4	(2)
補助前照灯	0	(3)	0	(0)	0	(2)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(6)
タイヤ振れ	1	(1)	0	(0)	0	(7)	6	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	7	(8)
警音器	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(1)
③目視検査欄の記載漏れ、誤り（全部）	2	(0)	0	(0)	2	(1)	1	(1)	1	(0)	0	(1)	0	(0)	6	(3)
③目視検査欄の記載漏れ、誤り（一部）	0	(5)	7	(2)	1	(6)	9	(3)	0	(7)	0	(0)	3	(0)	20	(23)
④記載事項照合欄記載漏れ、誤り（同一性）	2	(0)	1	(3)	0	(1)	1	(6)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	4	(10)
⑤交付番号記載漏れ、誤り	3	(2)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	2	(2)	6	(4)
⑥検査年月日記載誤り	2	(3)	1	(1)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(1)	0	(1)	4	(6)
(2)適合証の検査年月日、交付年月日を記載漏れ、記載誤りし、適合証を交付した（3点）																
①検査年月日記載漏れ、誤り	2	(1)	1	(2)	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(2)	1	(4)	4	(13)
②交付年月日記載漏れ、誤り	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	1	(2)	2	(4)
③その他記載漏れ、誤り（保険、最終検査申請日等）	8	(13)	3	(10)	2	(5)	0	(5)	0	(5)	0	(2)	11	(7)	24	(47)
(3)検査員の証明を記載漏れ、記載誤りした(3点)																
検査員氏名記載漏れ	0	(4)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(1)	0	(3)	0	(0)	0	(8)
(4)記録簿の様式間違い(3点)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(1)	0	(1)
(5)検査員の変更届出等未提出(9点)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
(6)事業場等の変更届出未提出(3点)	19	(0)	2	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	21	(1)
(7)その他																
①(概算見積書交付不適切)	0	(0)	0	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(2)

	札幌	函館	室蘭	旭川	帯広	釧路	北見	局計
監査件数	364	118	101	162	120	97	176	1,138
	(508)	(125)	(149)	(195)	(138)	(79)	(144)	(1338)
口頭注意を受けた事業場数	75	32	19	36	14	3	9	188
	(53)	(32)	(41)	(27)	(21)	(12)	(32)	(218)
(監査件数あたりの比率)	20.6%	27.1%	18.8%	22.2%	11.7%	3.1%	5.1%	16.5%
	(10.4%)	(25.6%)	(27.5%)	(13.8%)	(15.2%)	(15.2%)	(22.2%)	(16.3%)

3. 平成２５年度　全国の指定整備事業者の処分状況

○監査及び処分件数

運輸局	監査件数	取　消	交付停止	是正命令	文書警告	検査員の解任
北海道	2,133	2	4	0	8	1
東　北	2,576	1	5	0	16	4
関　東	2,473	1	8	0	35	5
北陸信越	1,492	1	2	0	10	1
中　部	905	2	9	0	20	5
近　畿	3,936	0	7	0	32	1
中　国	2,128	1	5	0	12	2
四　国	1,271	0	4	0	2	0
九　州	2,079	1	7	0	12	3
沖　縄	411	2	2	0	14	3
全国計	19,404	11	53	0	161	25

※ 北海道の取消処分の内１件は所在不明によるもの。

（参考）

４．検査標章の貼付位置に関する注意事項

近年、車線逸脱警報装置及び衝突被害軽減制動装置等が装備された自動車において、車室内後写鏡周辺に当該装置を作動させるためのセンサやカメラ（以下、「センサ等」という。）が装着されていることがあり、センサ等の認識範囲に検査標章を貼付した場合、当該装置が正しく作動しないおそれがあります。

このため、検査標章を貼り付ける際は、車室内後写鏡周辺に当該センサ等が装着されているかを確認し、装着されている場合は、車両の取扱説明書や整備マニュアル等に記載されている注意事項を遵守し貼付するようお願います。

なお、貼付場所が不明な場合は、お買い求めの販売会社又は各自動車メーカーのお客様相談窓口等へ問い合わせ下さい。

【例えば：スバルレガシィの場合】

【不適切な貼付事例】

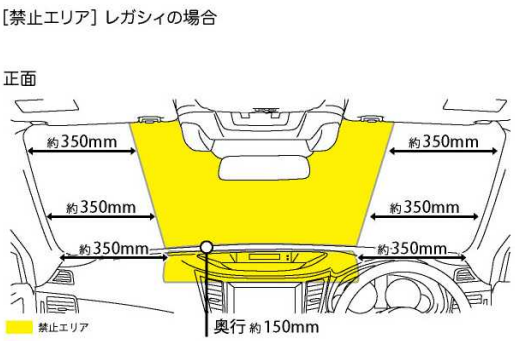

【取扱説明書の記載事項】

自動車検査業務等実施要領（抄）

３－９－１　前面ガラスにはり付けて表示する検査標章の表示箇所は、次の各号によるよう自動車の使用者を指導するものとする。

（１）　車室内後写鏡を有する自動車にあっては、車室内後写鏡の前方の前面ガラス上部。この場合において、検査標章の文字の識別が困難となるときは、車室内後写鏡に隠れる範囲内において文字の識別が可能となる位置まで下方にずらした位置

（２）　（１）に掲げる自動車以外の自動車にあっては、前面ガラスの上部であって運転者席から最も遠い位置。この場合において、検査標章の文字の識別が困難となるときは、文字の識別が可能となる位置まで下方にずらした位置

（３）　（１）若しくは（２）による表示が困難な場合又は運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれのある場合は、運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれの少ない位置であって検査標章の文字の識別が可能となる位置

北海道運輸局

連絡先　自動車局 審査・リコール課
リコール監理室
TEL 03-5253-8111 内線 42354
ｱﾄﾞﾚｽ　http://www.mlit.go.jp

リコール届出一覧表

リコール届出日 ： 平成26年9月9日

リコール届出番号	装　9	リコール開始日	平成26年10月1日
届出者の氏名又は名称	株式会社　ウインズジャパン 代表取締役　　片岡　匡史 製作国:ドイツ 製作者名:コンチネンタルタイヤ 問い合わせ先:株式会社　ウインズジャパン営業部 電話番号　076－259－6560		
不具合の部位	タイヤ(スチールベルト部からのエア漏れ)		
基準不適合状態にあると認めるタイヤの状況及びその原因	スチールベルト層の構造設計が不適切なため、走行中の衝撃等によりスチールベルトコード付近に局部的に剥離が発生するものがある。 そのため、そのままの状態で使用を続けると剥離が拡がりタイヤが変形して、最悪の場合、エア漏れに至るおそれがある。		
改善措置の内容	全タイヤ、代替品のタイヤと交換する。		
不具合件数	0件	事故の有無	無し
発見の動機	海外市場からの情報による。		
装置使用者、販売事業者及び自動車分解整備事業者等に周知させるための措置	業界新聞への掲載、ホームページへの社告掲載、二輪専門誌への告知広告、販売先での店頭告知等により本内容を通知する。		

リコール対象装置の主要緒元			リコール対象タイヤの範囲(識別記号)及び製作期間	リコール対象タイヤの数	備考
商品名	型式	種別			
ContiSportAttack	120/70ZR17 M/C (58W) TL	モーターサイクル用	CP8B B5MV1008 ～ CP8B B5MV 2614 平成20年3月2日～平成26年6月29日	153本	
ContiSportAttack 2	120/70ZR17 M/C (58W) TL	モーターサイクル用	CP8B B5M4 4811 ～ CP8B B5M4 2614 平成23年11月27日～平成26年6月29日	56本	
ContiAttack SM	120/70R17 M/C 58H TL	モーターサイクル用	CP8B BXM9 1011 ～ CP8B BXM9 2614 平成23年3月6日～平成26年6月29日	3本	
ContiRaceAttack Comp. Soft	120/70ZR17 M/C 58W TL	モーターサイクル用	CP8B B5M1 1907 ～ CP8B B5M1 2614 平成19年5月6日～平成26年6月29日	108本	
ContiRaceAttack Comp. Medium	120/70ZR17 M/C 58W TL	モーターサイクル用	CP8B B5M1 2307 ～ CP8B B5M1 2614 平成19年6月3日～平成26年6月29日	9本	
ContiRaceAttack Comp. Endurance	120/70ZR17 M/C (58W) TL	モーターサイクル用	CP8B 918B 3011 ～ CP8B 918B 2614 平成23年7月24日～平成26年6月29日	11本	
(計　6種)	(計　6型式)		(製作期間の全体の範囲) 平成19年5月6日～平成26年6月29日	(計　340本)	

改善箇所説明図

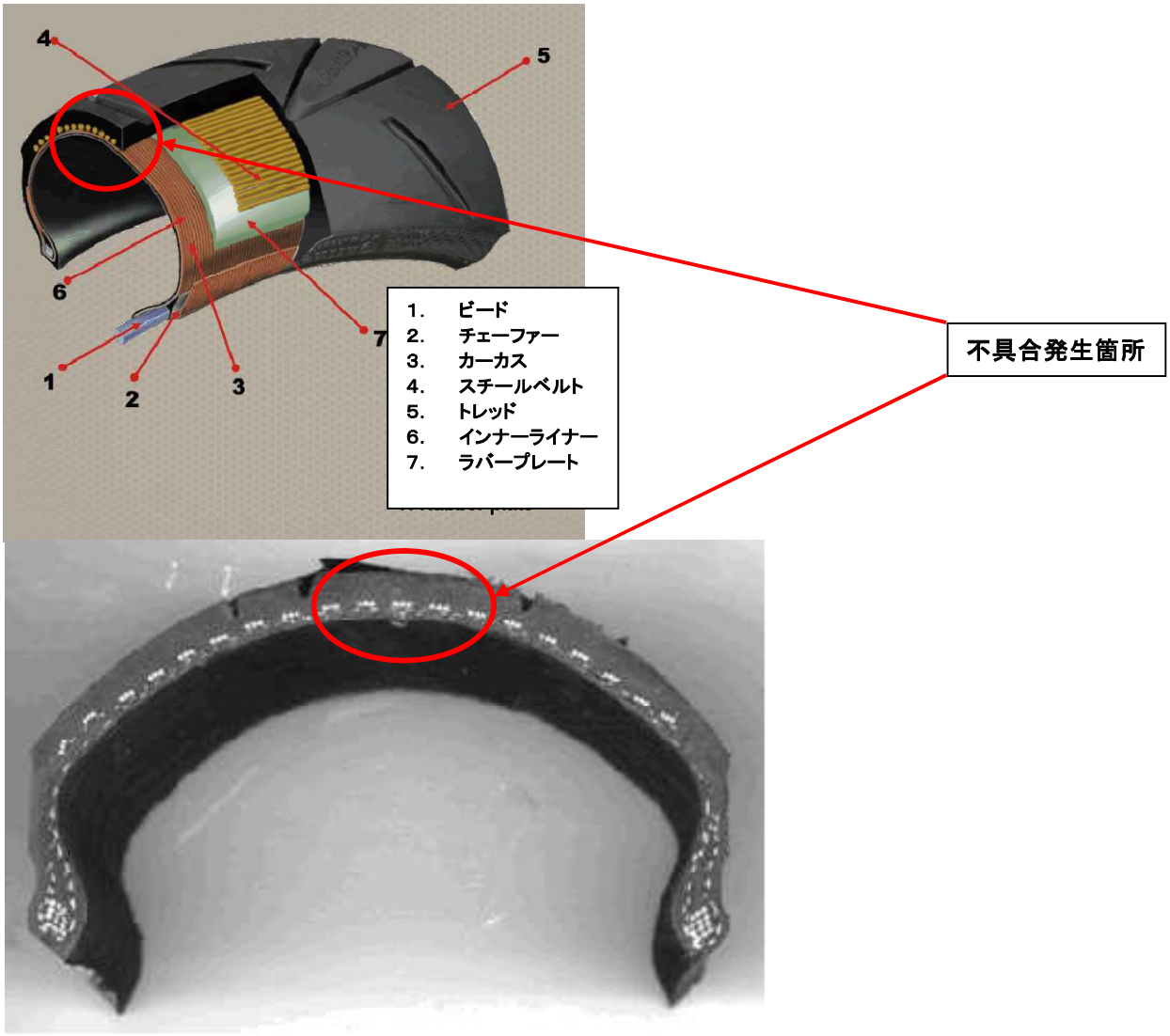

不具合発生箇所

スチールベルト層の構造設計が不適切なため、走行中の衝撃等によりスチールベルトコード付近に局部的に剥離が発生するものがある。 そのため、そのままの状態で使用を続けると剥離が拡がりタイヤが変形して、最悪の場合、エア漏れに至るおそれがある。

改善内容

全タイヤ、代替品のタイヤと交換する。

リコール対象タイヤの識別方法

タイヤ側面に刻印されている製造週コードにより、対象タイヤの製造年週が判別できます。

例：**DOT　CP8B B5M4 2612**

DOT　CP 8B B5M4 26 12

- 製造年の末尾 2 桁（この場合 2012 年製）
- 製造週（この場合第 26 週：6 月下旬頃）
- タイヤ型式コード
- タイヤサイズコード
- タイヤ製造工場コード

～自動車の安全・安心を守るエンジニア～

自動車整備の仕事

自動車の整備	自動車の整備は、自動車を安全かつ快適に使用するためには必要不可欠な仕事です。自動車は私たちの生活に深く関係しており、自動車の整備が担う社会的な役割は大変重要なものとなっています。
社会的に役立つ仕事	社会の安全や地球環境を守るためには自動車の整備を適切に行う必要があります。自動車の整備は社会に貢献する大切な役割を果たしています。
技術を活かせる仕事	自動車業界では、ハイブリッド車や電気自動車など自動車の進化とともにその整備に必要な高い専門技術と知識を身につけた自動車のエンジニア（サービスエンジニア）が求められています。サービスエンジニアはそれらの新技術を理解し、適切な自動車整備を行うための技術を身に付け、それを発揮できる仕事です。 近年では、新技術に対応した自動車整備のために、コンピューターを活用した診断などの機会も増え、習得した技術を活用する場面が増えています。
将来の展望	近年、自動車整備の技能を習得された方が活躍される場が広がっています。自動車整備の技能を習得後、技術のスペシャリストを目指せるだけでなく、自動車販売などの関連分野においても、会社経営に携わる重要なポジションに就く方も増えています。このように最近、サービスエンジニア出身で、習得した技術を存分に発揮して多くの方が活躍されています。

国土交通省

自動車整備人材確保・育成推進協議会
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会／全国自動車大学校・整備専門学校協会／全国自動車短期大学協会／
一般社団法人日本自動車販売協会連合会／一般社団法人全国軽自動車協会連合会／一般社団法人日本自動車工業会／
一般社団法人日本自動車連盟／日本自動車車体整備協同組合連合会／全国自動車電装品整備商工組合連合会／
全国タイヤ商工協同組合連合会／全国オートバイ協同組合連合会／一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会／
日本自動車輸入組合／公益財団法人日本自動車教育振興財団

自動車整備士制度

自動車整備士とは、自動車の点検整備に関する専門的な知識・技術を有する国家資格です。

自動車整備士の種類

一級自動車整備士
自動車の全般的かつ高度な整備ができる。

二級自動車整備士
自動車の一般的な整備ができる

三級自動車整備士
各装置の基本的な整備ができる

◆自動車整備士は一定の実務を経験後、国が行う自動車整備士技能検定の学科試験及び実技試験に合格する必要があります。
◆なお、登録試験機関による登録試験の合格、自動車整備士の養成施設の修了等により、自動車整備士技能検定の試験の一部又は全部を免除することができます。

特殊自動車整備士
特定の分野において専門的な知識と技能を持っている。
（タイヤ、電気装置、車わく及び車体）

自動車の整備工場には、自動車整備士の有資格者が必要です。

認証工場

地方運輸局長等から分解整備を行う事業の認証を受けた工場

- 二級以上の自動車整備士資格が１名以上必要（※）
- 整備従業員の 1/4 以上が三級整備士以上が必要

※認証工場は、二級以上の自動車整備士資格取得者を整備主任者に届出しなければならない。

指定工場

自動車の車検を行うことができる工場（民間の車検場）

- 車検の実施には二級以上の自動車整備士資格必要（※）
- 整備従業員の 1/3 以上が三級整備士以上が必要

※指定工場は事業場ごとに、整備主任者経験者である自動車検査員を届出しなければならない。

自動車整備業界を目指すには？

高校
- 整備の専門学校や短期大学などへ進学（一種養成施設）→ 有資格者として就職
- 大学などへ進学（認定大学、自動車科など）→ 学科等により、整備士取得に優位性あり
- 働きながら資格取得を目指す

→ 整備業界に就職 サービスエンジニア → 経営職 / 工場長 / 営業職

↔ 働きながら自動車整備振興会に通い、整備士資格取得や技能向上（二種養成施設）

●自動車整備士についてのホームページ【国土交通省】 http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000011.html GO
自動車整備士養成施設の一覧は、上記ホームページ内の「自動車整 備士養成施設」に掲載されています。
養成施設の情報は、一種養成施設は個々の学校等に、二種養成施設はお近くの自動車整備振興会にお問い合わせください。
このパンフレットは、国土交通省のホームページに掲載しています。
●登録試験に関するホームページ【（一社）日本自動車整備振興会連合会】 http://www.jaspa.or.jp/ GO

自動車整備の仕事について

乗用車をはじめとしてトラックやバスなどの自動車は、人やモノを運ぶ存在として、毎日の生活、経済活動に欠かせない大切な役割を果たしていますが、適切に使用されないと事故や環境汚染の原因にもなります。このため、安全で環境と調和のとれたクルマ社会を築いていくためには、安全環境性能を維持するための自動車の整備が必要不可欠となっています。

また、最近ではハイブリッド車や電気自動車といった新しい技術を取り入れた自動車が次々と登場して広く普及し始めており、自動車の整備は**新技術の自動車に対応できる専門的な知識と高い技能が求められる仕事**となっています。

自動車整備の分野では、このような高度な技能を習得した自動車のエンジニアが求められています。

自動車の整備

今街を走っている自動車は、スマートフォンやタブレット等と同様に、私たちの身近な存在であり、社会にとってなくてはならない存在です。そんな自動車が、突然故障したりしないように、また正常に動ける状態を維持するためには、法律で定められている定期点検などを行い、必要に応じてエンジンオイルや部品の交換などの整備を行わなければなりません。

整備工場（サービス工場）

自動車整備の現場であるサービス工場は、自動車の状態を電子機器で診断するなど高度化が進み、先進機器の導入や効率的な配置などにより先進的な工場へと変化しています。

自動車の新技術

自動車には時代の流れとともに、新しい技術が次々と開発、搭載されています。特に、クルマを運転する人や歩行者などの安全を確保する技術、燃費の向上や排気ガスをクリーンにする環境性能を高める技術が多く開発されてきました。

現在も、水素等新しい燃料を使った自動車や、自動運転の技術など、様々な先進技術が研究、開発されています。

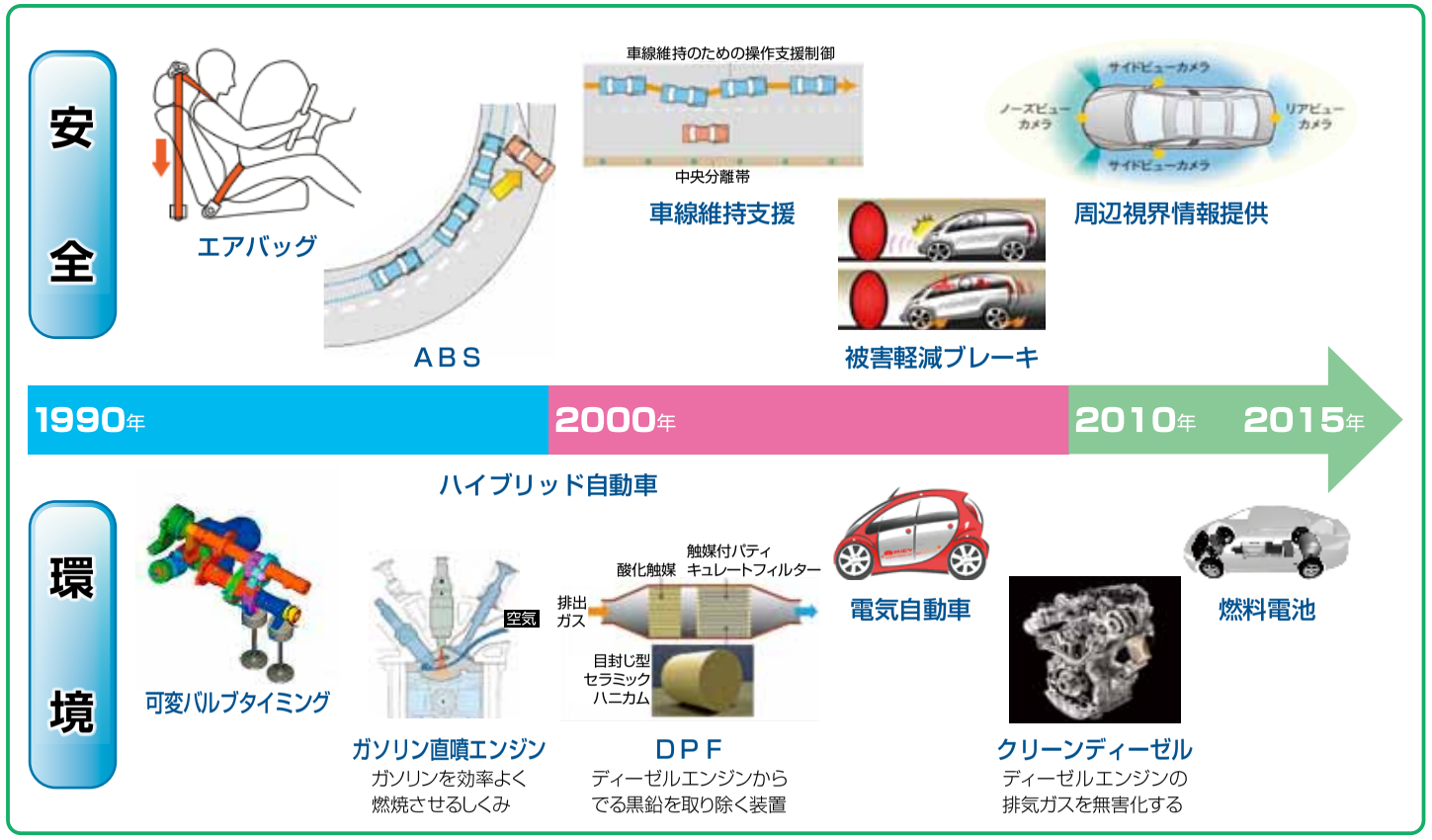

整備の先進技術

近年の自動車は『環境保全の性能の向上』『安全性の向上』などのために多くの電子制御システムが使用され、構造や機能が高度で複雑なものとなっています。

このため、自動車の整備においても電子機器である外部診断器（※スキャンツール）を活用したり、インターネットを活用した情報提供ネットワークなどから整備情報を閲覧、収集するなど、IT 化が進んでいます。

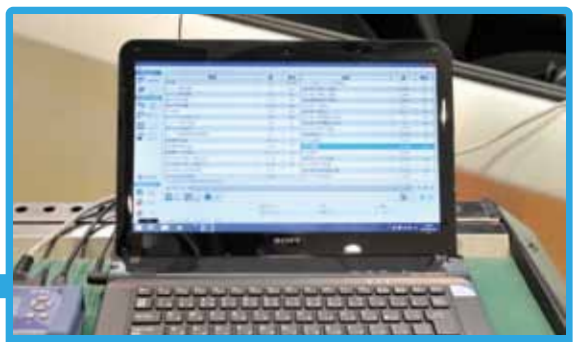
（スキャンツール）

※スキャンツールは自動車にパソコンや専用の機器を接続し、自動車に搭載されたコンピューターから情報の読み取りなどを行うことができる。

めざせ！整備女士 整備男士

～クルマの安全・安心守るエンジニア～

国土交通省

自動車整備人材確保・育成推進協議会

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会／全国自動車大学校・整備専門学校協会／全国自動車短期大学協会／一般社団法人日本自動車販売協会連合会／一般社団法人全国軽自動車協会連合会／一般社団法人日本自動車工業会／一般社団法人日本自動車連盟／日本自動車車体整備協同組合連合会／全国自動車電装品整備商工組合連合会／全国タイヤ商工協同組合連合会／全国オートバイ協同組合連合会／一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会／日本自動車輸入組合／公益財団法人日本自動車教育振興財団

自動車整備の仕事の紹介

タイヤの整備

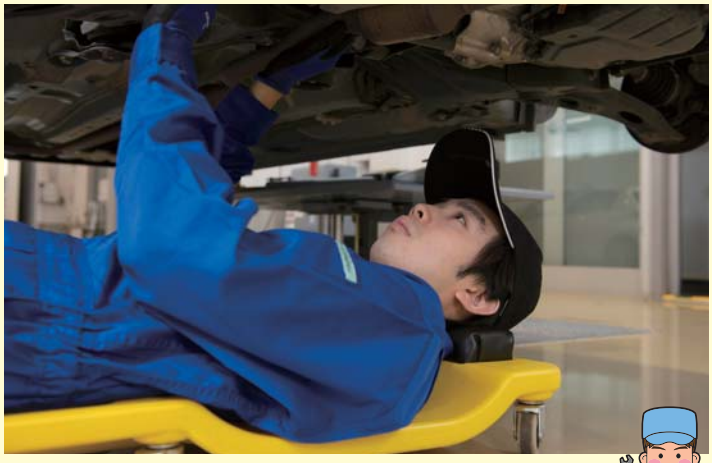

下回りの整備

スキャンツールを使用した点検等

ブレーキパッドの点検等

自動車整備業界を目指すには？

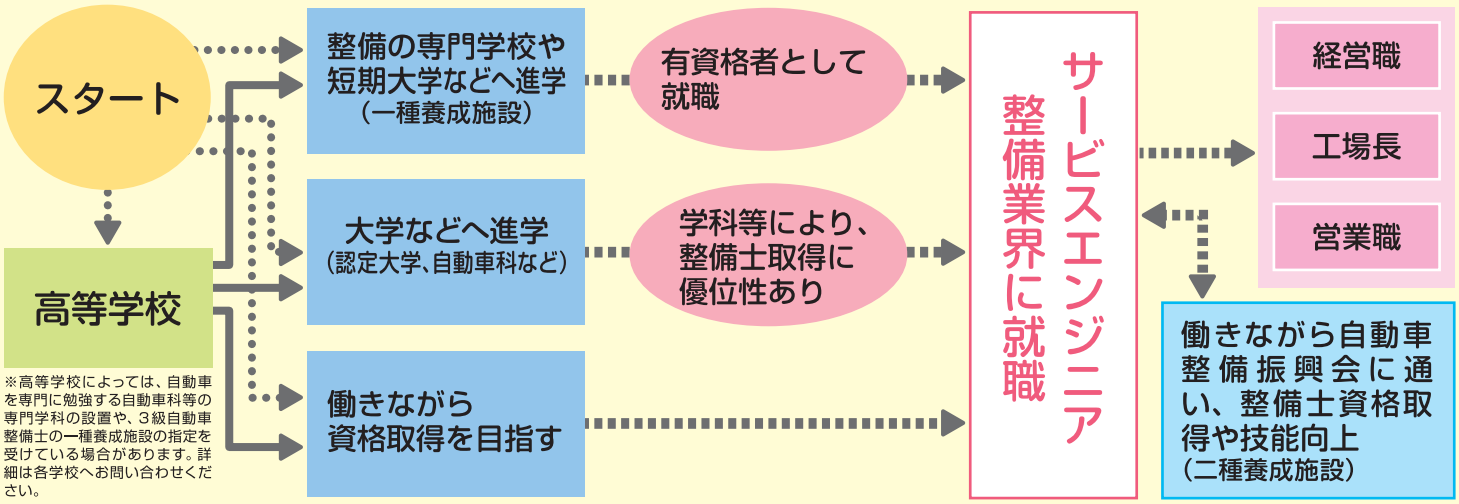

●自動車整備士についてのホームページ【国土交通省】 http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000011.html

自動車整備士養成施設の一覧は、上記ホームページ内の「自動車整備士養成施設」に掲載されています。
養成施設の情報は、一種養成施設は個々の学校等に、二種養成施設はお近くの自動車整備振興会にお問い合わせください。

●登録試験に関するホームページ【（一社）日本自動車整備振興会連合会】 http://www.jaspa.or.jp/

軽自動車検査協会からのお知らせ

平成26年10月1日（水）より

軽自動車検査協会の各事務所の電話番号が変わります。

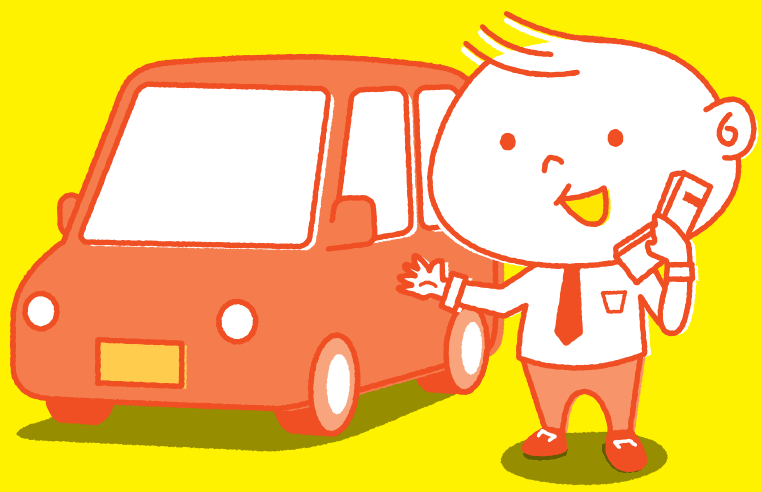

事務所へおかけになった電話は、
コールセンターにてお受けいたします。

札幌主管事務所管内
コールセンター電話番号一覧

受付時間 8:30～17:00　休業日 土・日・祝日・12/29～1/3

札幌主管事務所
☎050-3816-1763

函館事務所
☎050-3816-1764

旭川事務所
☎050-3816-1765

室蘭事務所
☎050-3816-1766

釧路事務所
☎050-3816-1767

帯広事務所
☎050-3816-1768

北見事務所
☎050-3816-1769

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization